

パブリックコメントの結果公表

様式2

施策担当課→市民活動団体支援室

案件名	「藤枝市客引き行為等の禁止に関する条例」(案)
<p>「藤枝市客引き行為等の禁止に関する条例」(案)に対し、ご意見をいただきありがとうございました。 提出された意見の内容(要約)及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。</p>	

パブリックコメントの結果

(1) 意見提出者の数	7人
(2) 提出された意見の数	9件

意見の反映状況

(1) 反映した意見	0件
(2) 既に盛り込み済みの意見	0件
(3) 今後の参考とする意見	9件
(4) 反映できない意見	0件
(5) その他(質問含む)	0件

意見の反映状況一覧

件数	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	<ul style="list-style-type: none"> 県条例だけでは取り締まりに限界があるため、市条例で従業員が店の外に立つのも禁止して欲しい。 罰金や営業停止処分など、厳罰な条例を作ってください。 	<p>本条例では、事業はもとより、行為者や事業者を罰すること自体を目的としておらず、市民や来訪する皆様が公共の場所を安全に安心して利用できる生活環境の確保を図ることを目的としています。</p> <p>違反行為を繰り返す悪質な行為者や事業者に対する罰則として、過料の規定を設けており、違反者に科す金額については、地方自治法の規定により、過料の上限である5万円以下としています。</p> <p>指導、勧告及び命令の段階的な手続きを経て、命令違反となれば最終的に過料処分と公表を行います。</p> <p>関係機関と連携した取り組みにより、抑止効果を高めてまいります。</p>	参考とする意見

2	<p>客引き行為等禁止については概ね賛成です。しかしながら、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅からの大通りを歩いている、通り沿いにキャバクラ店があること自体が風紀を乱していると感じる。 ・ 客引き行為を禁止しても、キャバクラ店はなくなることはない、キャスト、黒服も消えることはない、根本的な解決にならない。 ・ キャバクラ店にも営業の自由があり、健全な店もあることから、市民、市、店、客、全てがWIN-WINである条例が必要なのではないか？ ・ 大通りではなく、裏通りなどに特区を作ってキャバクラ店を移動し、その通りで客引き行為を条例で禁止する ・ 大通りのキャバクラが退去した店については、裏通りの飲食店に入居してもらう ・ 全ての移動費用（改装含む）を税金で負担すれば解決すると思う。（家賃等、何年か補助もありかと（申告に税理士を利用しているなどの条件付きで）） <p>臭い物には蓋をするのではなく、お互いに協力して藤枝市を健全に遊べる夜の街を創造する自治体であって欲しい。</p>	<p>本条例は、事業はもとより、行為者や事業者を罰すること自体が目的ではなく、市民や来訪する皆様が公共の場所を安全に安心して利用できる生活環境の確保を図ることを目的としています。</p> <p>禁止区域の考え方については、市民からの不安や取り締まりを強化してほしいなどの声や地域からの要望をもとに、市民生活に及ぼす影響が大きいと想定される区域に限定する予定ですが、条例制定後の状況の変化に応じて、適切に対応してまいります。</p> <p>営業の自由への配慮については、「公共の福祉」に反しない限りにおいて保障されるものと考えられます。</p> <p>繰り返し行われる悪質な客引き行為等については、段階的な手法により遵守を促すこととし、規制と営業の自由とのバランスを図ってまいります。</p>	参考とする意見
3	<p>全面的に同意します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過料に関して、度重なる違反等があれば重くすることを入れることはできませんか？ 	<p>罰則については、客引き行為等を対象に規制する趣旨であることから、指導、勧告及び命令の段階を踏んだうえで、命令違反となれば最終的に過料処分と公表を行うものであり、違反者に科す金額は、地方自治法の規定により過料の上限である5万円以下としています。</p>	参考とする意見

4	<ul style="list-style-type: none"> ・以前は、客引きが多く無秩序な状況だったが、警察の取り締まりの強化により、治安が大きく改善したことを実感している。 ・客引き規制を強化した場合の影響について、（先行実施している）静岡市では街の治安が改善したとは言い切れず、居酒屋やガールズバーの客引きが増えた。 ・居酒屋やガールズバーは統制がなく、無秩序な客引きが増えていることが問題である。 ・居酒屋やガールズバーの客引きは、取り締まりが難しく、あるいは違反時の罰則が軽いという点も見逃せません。 ・現状の藤枝市の治安はすでに良い状態にあり、過度な規制は新たな問題が生まれる可能性があります。 ・現状を維持することが、治安の安定にとって最も望ましいと考えます。 	<p>本条例は、市民からの不安や取り締まりを強化してほしいなどの声や地域からの要望をもとに、安全に安心して利用できる生活環境の確保を図ることを目的に、すべての業種を対象として制定するものです。</p> <p>また、行為者や事業者を罰することを目的とするものではなく、事業者の責務として、市民・来訪者の皆様が公共の場所を安全に安心して利用できる生活環境の確保を図ることを目的としています。</p> <p>罰則については、客引き行為等を対象に規制する趣旨であることから、指導、勧告及び命令の段階を明確にしたうえで、繰り返しの命令違反など悪質となれば最終的に過料処分と公表を行うものであり、違反者に科す金額は、地方自治法の規定により過料の上限である5万円以下としています。</p>	参考とする意識
5	<ul style="list-style-type: none"> ・条例による取り締まりに向けて、対象行為(言動)・時間帯・拘束時間・エリア等を明確にし、警察による取り締まりを協力依頼する際に、活動をしやすくすることで、条例の実効性が担保できるように具体的な内容をしっかり詰めていただければと思います。 	<p>条例が適正に運用されるためには、現場で判断できる形で要件を整理し、市・市民・事業者にとって分かりやすい基準が必要と考えています。</p> <p>対象行為、禁止区域及び時間帯などを明確にするためのチラシや広報、啓発を行ってまいります。</p>	参考とする意見
6	<ul style="list-style-type: none"> ・客引きを駅周辺および公共の場と指定されているが、これは駅周辺で無ければ良いという解釈に繋がる。 ・基本的にガールズバーやスナック、その他客引を行う店は駅前などに集中してるが規制すれば駅から離れた場所に店を移す可能性がある。いかなる場所、業種問わず禁止すべき。 	<p>禁止区域の考え方については、市民からの不安や取り締まりを強化してほしいなどの声や地域からの要望をもとに、市民生活に及ぼす影響が大きいと想定される区域に限定する予定としていますが、条例制定後の状況の変化に応じて、適切に対応してまいります。</p> <p>なお、本条例では全業種を対象としています。</p>	参考とする意見

7	<p>① 本条例では、市民からの通報や情報提供が、どのように行政対応につながるか、どの段階で、どの措置を検討するのかといった運用の全体像が読み取りにくいいため、条例の実効性を損なう恐れを感じることから、市民からの通報・情報提供を行政対応につなげる際の考え方や流れの整理が必要。</p> <p>② 先行自治体では、客待ち、滞留行為を外形的に判断できる形で整理し、行為者個人だけでなく、利益を受ける店舗側の責任を明確にし、市民からの情報提供を行政対応につなげる運用を前提とした制度設計がなされていることから、客待ち（滞留）行為について、現場で判断可能な基準の明確化が必要。</p> <p>③ 条例が存在していても、現場での判断や対応の考え方が明確でなければ、実効性が伴わないと既存条例の運用から実感しているため、既存条例の運用上の課題を踏まえた実効性確保の整理が必要。</p> <p>これらを、条例制定前の段階で検討していただくことを要望します。</p> <p>本条例が、藤枝市の玄関口である駅前を、市民も来訪者も安心して利用できる、清潔で品位ある空間とするための実効性ある制度となることを心から願う。</p>	<p>①通報や情報提供は、早期把握と迅速な対応の起点であり、条例の実効性を左右する重要な要素です。通報者の安心（匿名性・プライバシー配慮）と、現場対応の迅速性・公平性の両立を基本に、運用フローを整備していきます。</p> <p>②ご指摘のとおり、客待ち（滞留）行為は、外形上の行動が多様で、現場での判断が難しいため、条例の実効性と適正運用の観点から、判断基準の明確化が不可欠でありますので、わかりやすいチラシを作成し、周知啓発を図ってまいります。</p> <p>③既存法令、条例等には一定の抑止力がある一方で、現場では、客引き行為の態様が変化しやすいといった課題があります。条例の制定にあたっては、単に禁止を掲げるのではなく、段階的に関与できる仕組みに併せて、警察・地域と連携したパトロールや情報共有の仕組みなどを整理し、悪質な事案には警察の取締りにつなげられる体制づくりを進めていきます。</p>	<p>参考とする意見</p> <p>参考とする意見</p> <p>参考とする意見</p>
---	---	---	--

意志決定後の計画、策定案の内容

資料	藤枝市客引き行為等の禁止に関する条例（案）
意見公表場所	市ホームページ・市役所行政情報コーナー・交通安全・地域安全課・岡部支所・文化センター・各地区交流センター
担 当 課	<p>藤枝市市民協働部交通安全・地域安全課 （担当者 深澤 佑輔）</p> <p>電話 : 054-631-5553</p> <p>電子メール : kotsuanzen@city.fujieda.shizuoka.jp</p>